

仕様書

1 業務の概要

- (1) 業務名 : 旧厚別清掃工場樹木剪定業務
- (2) 履行場所 : 札幌市厚別区厚別東3条1丁目3-86ほか
(※あつべつ清掃工場跡地パークゴルフ場・交流広場内)
- (3) 履行期間 : 契約日から令和3年1月29日まで

2 業務内容

あつべつ清掃工場跡地パークゴルフ場内に自生する樹木の剪定を行う。

3 作業内容

(1) 樹木の剪定

以下の表に示す樹木の剪定を行うこととする。

なお、以下の表に示す樹木の位置については、別添資料1を参照すること。

番号	樹木名	規格	
		樹高 (m) ※	幹周 (m)
1	ポプラ	20m以上	2.40
2	ポプラ	20m以上	1.95
3	ポプラ	20m以上	1.25
4	ポプラ	20m以上	2.50
5	ポプラ	20m以上	2.00
6	ポプラ	20m以上	0.91
7	ポプラ	20m以上	1.90
8	ポプラ	20m以上	1.70
9	ポプラ	20m以上	2.05
10	ポプラ	20m以上	2.91
11	ポプラ	20m以上	3.28
12	プラタナス	10m	0.83
13	プラタナス	10m	0.89
14	プラタナス	10m	0.77
15	プラタナス	10m	0.87
16	プラタナス	10m	1.04

※樹高については、目視による計測であるため、現地確認を行い適切な重機をもちいて作業を行うこと。

(2) 電線付近の枝について

別添資料1の剪定位置には、電線が上空に架かっており、剪定の実施にあたっては、当該電線の破損などに注意して実施すること。

また、作業実施前に電線を所有する事業者と連絡を行い、立会等の必要な措置を講じること。

(3) 歩行者への安全確保

本業務は、歩道沿いにある樹木の剪定を行うため作業の実施にあたっては、歩行者の安全を確保して実施すること。

(4) 芝の養生について

あつべつ清掃工場跡地パークゴルフ場内で、高所作業車などの重機を用いて剪定を行う場合は、芝生及びコース形状を保全し実施すること。

作業終了後に、芝に破損が確認された場合には、受託者の負担により補修を行うこと。

(5) 除雪について

作業時に積雪により作業が困難である場合には除雪を行い、剪定作業を実施すること。なお、排雪先については委託者及び厚別区土木部と協議を行い決定すること。

4 発生材について

樹木の剪定によって発生した枝及び幹については、東米里処理場（札幌市白石区東米里 706-84）へ搬出すること。

5 提出書類について

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理課担当者へ提出すること。

(1) 業務着手届（業務着手後速やかに）

(2) 業務報告書（業務完了後 5 日以内）

(3) 業務完了届（業務完了後 5 日以内）

(4) 業務関係図書

ア 業務計画書（業務の実施前まで）

イ 緊急対応体制図（業務の実施前までに）

ウ 防災マニュアル（業務の実施前までに）

エ 札幌市一般廃棄物（伐採物・伐根物等限定）収集運搬許可書の写し（業務の実施前までに）

(5) 業務責任者

業務の実施に先立ち、業務責任者及び業務担当者を選任し、次の事項について書面をもって委託者に提出すること。なお、業務責任者及び業務担当者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 受注者との雇用関係を証明する書類

6 受託者の負担の範囲

業務の実施にあたり必要となる次の経費は、受注者の負担とする。

(1) 業務の実施に必要な資機材

(2) 業務の実施に必要な、電気、ガス、水道等の使用料

7 その他

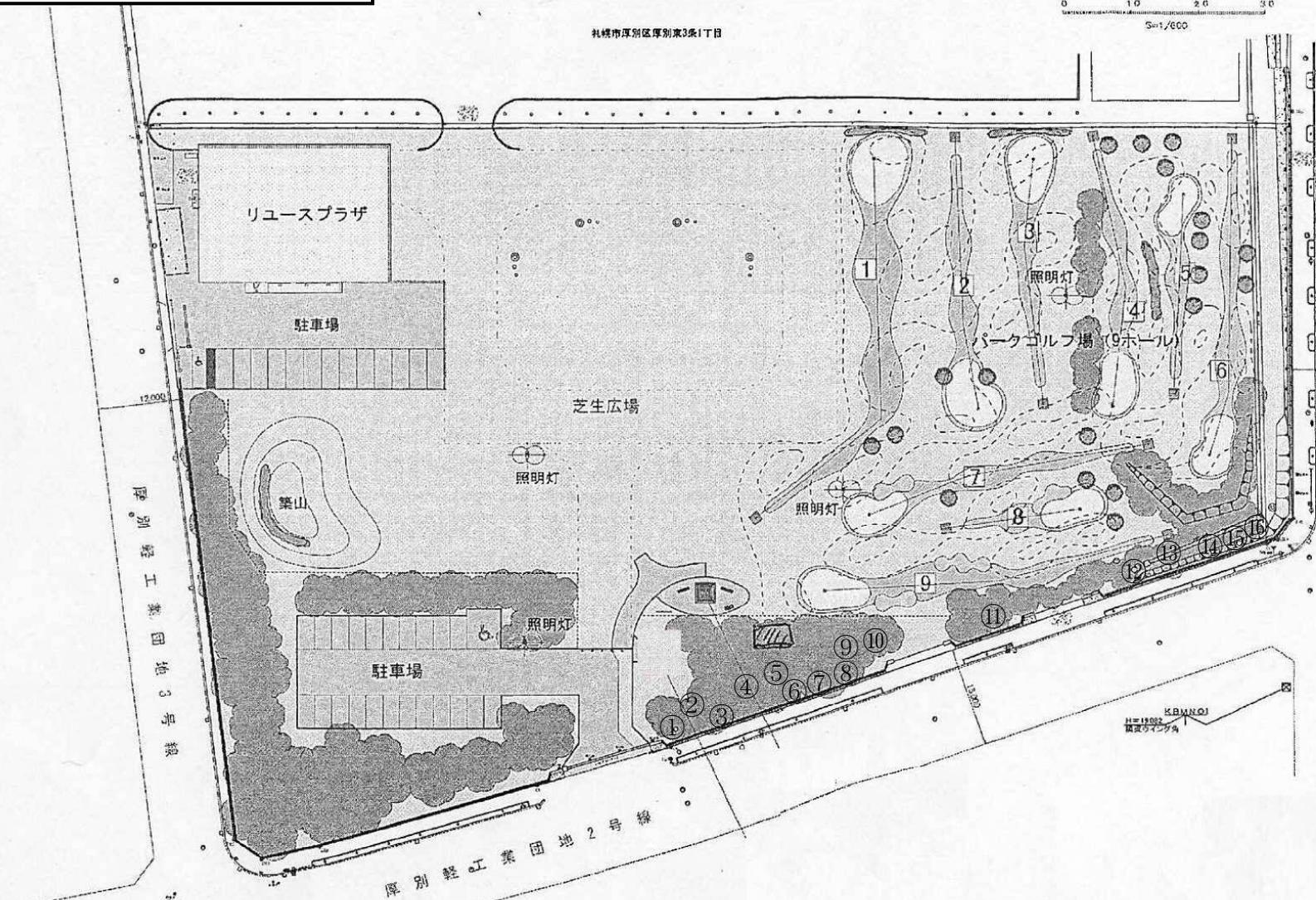
本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項については、委託者と協議の上決定すること。

別添資料1：樹木剪定位置図

あつべつ清掃工場跡地パークゴルフ場・交流広場

札幌市厚別区厚別東3条1丁目

スケールサイズ
0 10 20 30
5=1/600



原給林通り

25,000

原別軽工業団地3号線

原別軽工業団地2号線

KAMINO
H=18002
植栽ライオン4

別添資料 2 : 樹木剪定作業図

